

第10章 地域計画の推進体制

1. 銚子市の体制

(1) 文化財保護担当課の体制

文化財の保存と活用を推進するための本市の体制は、表 21 のとおりです。文化財保護を担当している社会教育課文化財・ジオパーク室には、文化財保護を担当する「文化財班」とジオパーク活動の推進を担当する「ジオパーク班」が設置されています。ジオパーク活動は、地球科学的な価値を持つ遺産を保全し、教育やツーリズムに活用し地域振興につなげ、持続可能な開発を進めていくための地域認定プログラムです。銚子ジオパーク活動では、様々な銚子資産を活かし大地の成り立ちと人々の暮らしとの関わりをテーマに、「地質遺産」の保全やジオパーク学習による「教育活動」、「ジオツーリズム」としての地域振興を推進しています。この活動は本地域計画で目指す「持続可能な文化財の保護の仕組みを構築」するための一つの手法であるといえます。今後、地域計画に基づき銚子資産の保存と活用を推進していくためには、様々な種類の銚子資産を適切に保存し、活用できるように専門職員が必要になります。銚子資産の保存と活用を図り、持続可能な文化財保護の仕組みを構築することを当室の課題として各班で共有し、当室の機能向上に取り組みながら、専門職員の適切な配置や確保を目指し、文化財保護行政を推進するための体制の整備に努めていきます。その中で、作成委員を中心に法第 183 条の 9 に基づく協議会を組織（事業番号 22）し、本地域計画の実施に係る進行監理を行う体制を強化します。また、市文化財審議会の充実（事業番号 20）や法第 191 条に基づく市の文化財保護指導員の設置（事業番号 21）を検討していきます。そして、現在、官民協働で銚子資産の保存と活用を実施している「協議会」を文化財保存活用支援団体の機能を有する組織へと改編して事業に取り組み、さらに、文化財の保存と活用を担える民間団体の確立（事業番号 23）を目指していきます。

銚子市	
銚子市教育委員会	社会教育課文化財・ジオパーク室 7名（管理職1名含む）
【文化財班】	業務内容 文化財の保存・活用に関する事業 職員 3名（うち正規職員2名、事務担当任期付き職員1名）
【ジオパーク班】	業務内容 ジオパークに関する事業 職員 3名（うち地質専門正規職員2名、事務担当会計年度職員1名）
その他文化財の保存と活用の推進に関係する部署	
市長部局：企画財政課・観光商工課・都市整備課	
教育委員会部局：学校教育課・社会教育課生涯学習室・銚子市公正図書館	
関連施設（市所有の文化財等公開施設）	
銚子市地域交流センター・銚子芸術村：考古資料展示室・ジオパークミュージアム	
銚子市市民センター：浜口陽三・渡邊學展示室	
銚子市文化財審議会	
審議事項	：文化財の保存及び活用に関する事項
定員及び任期	：10名以内 2年間（再任有）
委員	：会長（地質） 副会長 考古及び仏教考古学（各1名） 委員 建築・中世史・近世史・灯台研究・古文書（各1名） 植物及び植生（2名）

令和2年11月30日現在

表 21 銚子市の推進体制

(2) 市全体の体制と連携

地域計画を推進するためには、行政内部の連携体制が非常に重要です。具体的に文化財保護と庁内の関係各課とどのような連携が図れるか整理してみました。現在、日本遺産関係事業の一環で、観光商工課観光班の担当者と事業内容や情報交換等を月に1回程度定期的に意見交換の場を設けています。しかし、今後、銚子資産の保存と活用を推進していくためには、庁内で横断的に事業を推進できる体制や議論の場が必要不可欠となり、組織の立ち上げについて検討し、設置に向けて働きかけていきます。

また、銚子資産の防災体制については、現在、銚子市消防本部が毎年1月26日の文化財防火デーに合わせて指定文化財を対象とした防火訓練及び指導を行っているので、引き続き、消防本部と連携して進めていきます。近年、地震や台風等による自然災害や盗難被害などの災害への危険度が高まりつつある中で、日ごろからの防災意識を高めていくために、「銚子市地域防災計画」と連動して銚子資産の災害予防や災害応急対応、復旧について議論し、計画に盛り込んでいくことも必要になります。

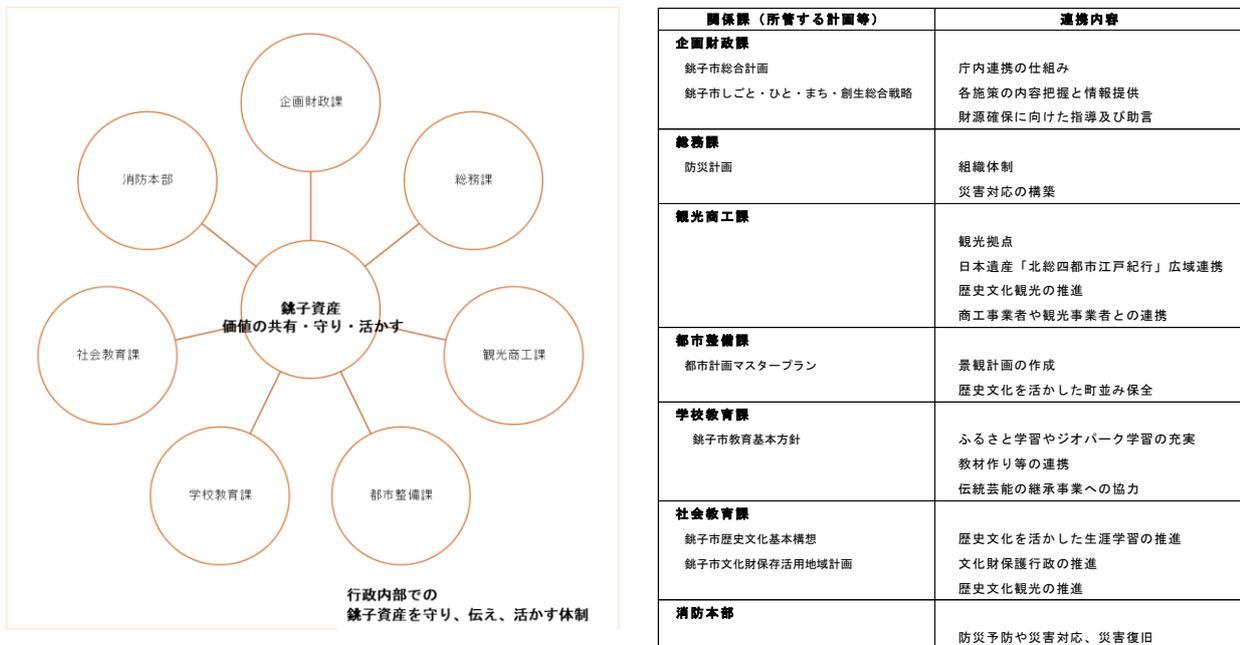


図 43 銚子市全体の体制と連携内容

2. 地域計画の推進体制

本市が目指す文化財保護の目標は、本市で暮らす市民が銚子資産の価値を再評価することで郷土に対する誇りと愛着を持ち、それらが本市の個性である「銚子らしさ」を創り出している大切な資産であることを認識し、守り伝えていく主体者となっていくことを目指しており、地域全体を歴史文化の視点で整理し、関連する各種政策と連携しながら「持続可能な文化財保護の仕組みを構築」し、「歴史文化を生かしたまちづくり」につなげていこうと取り組んでいます。

地域計画では銚子の歴史文化に欠くことができない大切な文化財や文化資産を「銚子資産」と

して市全体で共有し、銚子資産に「気づき」、「伝え」、「守り」、「つなぎ」、「活かす」という5つの視点に基づく事業を市全体総がかりで取り組みながら、多様な主体者がそれぞれの役割を理解し、尊重し合いながら事業を実施する中で、連携や協力体制を構築し、推進していくことが大切です。

そのため歴文構想策定後、本市は構想の実現のために「協議会」を設置し、行政、文化財所有者、文化財保護団体、地域住民、観光関係者、学識者などが参画しています。この「協議会」を核として、各主体者の活動を充実させながら、主体者間の連携を図り、歴文構想の実現のため市全体で歴史文化を活かした地域活動や観光振興への取り組みを推進してきました。



主体者	役割
所有者 ・指定及び登録文化財所有者 ・未指定文化財所有者 ・保持者	銚子資産としての認識 保存と継承 公開活用
地域住民 ・町内会 ・文化財保存活用区域内の住民	地域の歴史文化への興味関心 後世に継承する大切さを理解 保存と活用の事業への参加
市民団体 ・文化財保存団体 ・郷土芸能保存会 ・まちづくり団体	所有者や行政と将来像の共有 銚子資産の魅力発信 銚子資産を取り巻く環境の整備 団体間の連携
団体・民間企業 ・商工会議所 ・観光協会（関連団体含む） ・関連企業	所有者や市民団体等への活動支援 観光及び地域振興への取組 漁協・農協・醤油醸造業 等
学識者 ・各分野の専門家 ・大学及び博物館等の研究機関	調査及び研究 指導及び助言
行政 ・銚子市 ・銚子市教育委員会 ・消防本部	文化財保護の方向性を示す 調査及び研究し、成果を公表する 所有者や市民団体に対する支援 公開や活用の事業転換 防災対応の連携

図 44 銚子資産を支える各主体の役割と推進体制

銚子資産活用協議会
取組内容：銚子資産の保存と活用 委員 会長 銚子市教育委員会教育長 副会長（2名） 銚子市文化財審議会委員・銚子市観光商工課長 委員（11名） 学識者 団体（銚子市観光協会・銚子市DMO準備室・東銀座通り商店街） 文化財保護団体（高田川と共生する会・銚子神輿連合会・銚子市日本遺産活用実行委員会） 行政（企画財政課・学校教育課・社会教育課） 参画団体：指定及び登録文化財所有者、文化財関係団体

令和2年11月30日現在

表 22 銚子資産活用協議会の構成

地域計画作成後は、法第183条の9に基づく協議会による計画の進行監理を行いつつ、「地域計画」に定める保存・活用の方針と活動方針が合致する団体を「協議会」に加え、推進体制を強化し、銚子資産の保存・活用に関する事業の推進主体となるように改編します。さらに、「地域計画」の内容を十分に理解し、様々な事業の推進に対する指導・助言ができ、「協議会」を持続可能な組織へと導き、「文化財保存活用支援団体」として位置づけられるように専門家によるアドバイスを受けることができる環境の整備も必要です。そのため、例えば、総務省の「外部専門家（アドバイザー）制度」等を活用することにより専門家からの助言を得て、多様な主体者が参画する「協議会」による歴史文化を活かした事業を推進し、持続可能な文化財保護の仕組みを構築していきます。

銚子市文化財保存活用地域計画

令和2年(2020)12月18日 認定日

令和3年(2021)3月26日 発行日

編集・発行 銚子市

事務局：銚子市教育委員会 社会教育課文化財・ジオパーク室

〒288-0822

千葉県銚子市八木町1777-1 銚子市地域交流センター内

TEL 0479 (21) 6662

FAX 0479 (21) 6622

E-mail bunka@city.choshi.lg.jp